

◆ 平成17年度総会決議に基づく要望について

平成17年度要望は、平成17年8月2日午後、理事都市の各局部長により関係省庁並びに政府与党へ実施されました。

要望書は、17年度の総会において採択された46件の建議事項を4つの大項目、すなわち①廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充、②リサイクル関連法の円滑な推進、③適正処理困難指定廃棄物対策の促進、④廃棄物の適正・広域的処理等の推進に分類し、これを2ないし5の中項目に分類し合計23件の要望事項に整理し取りまとめたものです。

詳細は下記のとおりです。

記

1. 関係省庁並びに政府与党に関する要望

要望日：平成17年8月2日（火）

要望者：理事会構成メンバー

要望先及び要望事項

関係省庁

環境省

①廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化
拡充に関する要望

②リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望

③適正処理困難指定廃棄物対策の促進に関する要望

④廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望

経済産業省

②リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望

③適正処理困難指定廃棄物対策の促進に関する要望

④廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望

資源エネルギー庁

④廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望

厚生労働省

②リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望

農林水産省

②リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望

④廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望

国土交通省

④廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望

財務省

①廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化
拡充に関する要望

②リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望

④廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望

国税庁

②リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望

総務省

①廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化
拡充に関する要望

②リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望

④廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望

政府与党

自民党（幹事長・政務調査会長・政務調査会総務部会長・政務調査会環境部会長・環境関係団体委員会委員長・環境基本問題調査会長・）

公明党（幹事長・政務調査会長・政務調査会環境部会長）

- ①廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化
拡充に関する要望
- ②リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望
- ③適正処理困難指定廃棄物対策の促進に関する要望
- ④廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望

2. 政府与党に関する要望

要 望 日：平成 17 年 8 月 12 日（金）

要 望 者：石井専務理事・神田事務局長・梅澤総務部長

要 望 先：自民党（政務調査会環境部会 部会長代理・副部会長）

公明党（政務調査会環境部会 部会長代理・副部会長）

衆議院財務金融委員会理事

要望事項：①廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する
要望

②リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望

③適正処理困難指定廃棄物対策の促進に関する要望

④廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望

3. 関係団体に関する要望

◆持参

要 望 日：平成 17 年 8 月 12 日（金）

要 望 者：飯高調査普及部課長

要 望 先：（社）日本エアゾール協会、（社）日本ガス石油機器工業会、全日本ベ
ット工業会

要望事項：③適正処理困難指定廃棄物対策の促進に関する要望

◆郵送

要 望 日：平成 17 年 8 月 10 日（水）

要 望 先：主婦連合会、消費科学連合会、全国地域婦人団体連絡協議会、（財）日本
消費者協会、（社）日本消費生活アドバイザーコンサルタント協会、日本
百貨店協会、（社）日本チェーンストア協会、（社）全国スーパーマーケ
ット協会、日本商工会議所、（社）日本通信販売協会、プラスチック容器
包装リサイクル推進協議会、紙製容器包装リサイクル推進協議会、スチー
ル缶リサイクル協会、アルミ缶リサイクル協会、PET ボトルリサイクル促
進協会、ガラスびんリサイクル促進協会、（社）全国清涼飲料工業会、日
本醤油協会、（財）家電製品協会、（社）電子情報技術産業協会、有限責
任中間法人パソコン3R推進センター

- 要望事項：②リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望
③適正処理困難指定廃棄物対策の促進に関する要望

4. 要望書（下記のとおり）

----- ◇ ----- ◇ ----- ◇ ----- ◇ ----- ◇ ----- ◇ ----- ◇ ----- ◇ ----- ◇ -----

平成 17 年 8 月 2 日

環境大臣 小池百合子 様

社団法人 全国都市清掃会議
会 長 中 田 宏

廃棄物処理に関わる要望について

標記について、当会議は、平成 17 年度総会において廃棄物処理事業を推進する上で当面する問題について討議し、国に対し別添のとおり要望することを決議しました。

貴職におかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

第 1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望

1. 廃棄物処理施設整備事業に対する財政措置の強化拡充について

全国の市区町村は、厳しい財政状況のなか、容器包装リサイクル法等リサイクル関係諸法及び国の定めた循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画などを踏まえ循環型社会の実現に向け、懸命の努力を続けている。

このため、各市区町村は、廃棄物の発生抑制や容器包装リサイクル法の実施に伴う処理費用の増嵩並びに廃棄物処理施設の整備に一時に巨額の資金を必要とすることなどその対応に苦慮している。

一方、こうした努力にもかかわらず、いまだ大量生産、大量消費、大量廃棄の傾向にあり、廃棄物の発生量は、依然として多く、循環型社会の実現は道半ばの状況である。廃棄物の発生量を減らしつつ、発生した一般廃棄物を適正に処理することは自治体の基本的責務であるが、循環型社会の実現は、国、自治体の共通の課題である。

従来、市区町村が実施する廃棄物処理施設整備事業に対する国の財政支援策については、廃棄物処理施設整備費補助金により行われてきたが、昨年の国庫補助負担金改革の中でこの補助金制度は廃止され、新たに創設された循環型社会形成推進交付金制度が本年度から実施されている。我々としては、この交付金制度が廃棄物行政の実施主体である市区町村にとって使い勝手の良い、地域特性に柔軟に対応できる制度として円滑に定着することを望むものである。

については、市区町村が実施する廃棄物処理施設整備事業に対し次のような財政措置を講じるよう要望する。

- (1) 循環型社会の形成に必要な不可欠な中核的施設と一体となった建屋、管理棟、地元還元施設等についても交付対象とすること。
- (2) 循環型社会形成の牽引役的施設である高効率熱回収施設については高効率原燃料回収施設と同一の交付率（二分の一）とすること。

第2. リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望

国は、平成12年度に循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）をはじめ、廃棄物・リサイクル法の制定、改正を行い、循環型社会を実現するための基本的枠組みを構築した。さらに、平成15年3月に定めた循環型社会形成推進基本計画や、13年5月に定めた廃棄物処理に関する基本方針において、廃棄物の排出抑制や適正な循環的利用を行った上で適正な処理を推進し、その上で廃棄物の発生量や最終処分量の減量化目標を設定したところである。

しかしながら、現行容器包装リサイクル法などの実施においては廃棄物の発生抑制や減量・リサイクルという循環基本法の趣旨が十分生かされていないことや、事業者と市区町村の役割分担において、市区町村に負担が偏重しすぎるなど多くの課題がある。

については、循環基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制・リサイクルシステムの一層の整備や、拡大生産者責任に基づく適切な事業者負担の拡大のため、国においては次の事項について必要な措置を講じるよう要望する。

1. 容器包装リサイクル法の円滑な推進について

(1) 容器包装リサイクル法の見直しについて

循環基本法の制定に先立って、平成7年6月に制定された容器包装リサイクル法は、循環型社会づくりの先駆けとして一定の役割を果たしてきたが、先陣を切ったシステムだけに検討すべき課題が多く指摘されている。とりわけ、現行の容器包装リサイクルシステムの中で分別収集、選別保管部門を担う市区町村にとって緊急かつ重要な課題となっており、全国都市清掃会議では容器包装リサイクル法の見直しについて、毎年国に対し要望してきたところである。

国においては、法施行から10年を前にして昨年から中央環境審議会及び産業構造審議会において容器包装リサイクル法の見直しに向けた審議が進められており、全国都市清掃会議としては、本年2月、『容器包装リサイクル法の見直しに関する市区町村の立場からの提案』を両審議会に提出するとともに、両審議会において意見表明等を行ってきたところである。この『提案』では、次の3つの事項を基本として具体的な提案を行った。

- 提案1 関係者の役割分担を見直すことで、拡大生産者責任の徹底を図ること。
- 提案2 3Rを徹底することにより、容器包装廃棄物の減量を促進すること。
- 提案3 誰にでもわかりやすく、取り組みやすい制度にすること。

全国都市清掃会議は、この『提案』において、容器包装廃棄物に係る市区町村

と特定事業者の役割分担の見直しについて、拡大生産者責任の徹底を図る観点から容器包装廃棄物の分別収集・選別保管から再商品化に至る全工程を特定事業者の責任とすべきであるとの提案を行なったところである。

その後、両審議会では、市区町村と特定事業者の役割分担のあり方についてかなり時間をかけて審議してきたが、両当事者間に相当の意見の相違がある中で、最終的に我々が最も重要視した分別収集・選別保管に対して特定事業者が一定の責任を果たすとともに、その費用の一部を特定事業者が負担するとの『中間の取りまとめ』がなされた。全都清としては不十分ではあるが、審議の経緯を踏まえ、『中間の取りまとめ』として了承したものである。

今後、両審議会では、パブリックコメントを経て、最終の取りまとめに向けて審議が再開されるものと聞いている。全国都市清掃会議としては、両審議会の場において、市区町村と特定事業者との新たな役割分担を踏まえた具体的な枠組みづくりについて、さらに意見を述べていく考えである。

については、次のような措置を講じるよう強く要望する。

- (1) 今後、国においては、容器包装廃棄物の発生抑制・減量と拡大生産者責任の徹底・強化の視点に立って、容器包装リサイクル法の見直しに係る最終取りまとめ及び法案作成を行なうこと。
- (2) 容器包装廃棄物のリサイクルを取り巻く状況が、今後大きく変化することも予想されるので、今回の容器包装リサイクル法の改正案において、一定期間経過した後効果検証を行なうことを明記すること。

2. 家電リサイクル法の円滑な推進について

平成 13 年 4 月 1 日から施行された「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」という）は、消費者、小売業者、製造業者の役割分担によるリサイクルシステムであり、循環型社会の構築に向けた先駆的な取り組みであると評価するものである。

しかしながら、同法は、消費者が収集・再商品化費用を対象機器の排出時に負担することから、依然として対象機器の不法投棄が多いこと、さらに、不法投棄された対象機器の再商品化費用は市区町村の負担となっていることなどの諸課題が残されている。一方、家電リサイクル法の規定に基づき、政府は、家電リサイクル法の実質的な実施から 5 年を経過した場合に、施行状況について検討し、必要な措置を講ずることとなっている。

については、家電リサイクル法の見直しについて、まもなく議論が開始されるものと思われるので、同法の円滑な施行のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

(1) 廃家電品の不法投棄対策について

- ① 現行の再商品化費用の後払い制では不法投棄が懸念されるので、回収・再商品化費用を製品価格に上乗せ（内部化）する方式に改めるとともに、サイズ別料金を設定するなど不法投棄の未然防止と制度の簡素化を図ること。
- ② 不法投棄された対象機器の再商品化費用については、拡大生産者責任により

製造業者等が負担する制度、または、市町村が廃家電品を処理する場合の助成措置を創設すること。

(2) 対象品目の拡大について

法令で定める家電4品のうち、テレビ受信機については、ブラウン管式のものに限定されているので、今後増加する液晶式等も対象とすること。また、現行家電4品に加えて衣類乾燥機や電子レンジ等の大型・重量家電品についても対象品目とすること。

(3) 指定引取場所の整備について

製造業者が設置する指定引取場所は、現在、A、Bの2グループに分かれて運営されているが、各指定引取場所でいずれのメーカーのものでも引渡しが出来るようにすること。さらに引取場所を増設するなど、市民が持ち込みやすい条件を整備すること。

(4) 家電リサイクル券の取扱いについて

市民が対象機器を廃棄する機会は少なく、リサイクル券等システムへの理解が不十分でその記載に誤りが起こりやすい。特に、郵便局でリサイクル券を購入し、リサイクル料金を納入した後、記載事項の修正、料金の返還等が必要となった場合に、その手続きが煩雑で市民にとって使い勝手の悪いものとなっている。

このため、リサイクル券の記載事項の簡素化や柔軟な取り扱いなど運用上の見直しを行うこと。

(5) 事業者等関係者の指導について

廃家電品のリサイクルと不法投棄の未然防止を進めるため、次の事項について事業者等関係者を指導すること。

- ① 故障品の迅速かつ低廉な修理対応体制等家電製品の長期使用を進めるシステムを構築すること。
- ② 一部破損した廃家電品で、リサイクル料金を納めているものについては、破損状態に関わらず、円滑に引き取ること。
- ③ 事業者は、消費者に対し制度（対象機器、回収・再商品化料金、申込方法等）の周知を行い、リサイクル料金等の費用負担について、その理解を得るよう努めること。また、小売業者等の店頭において消費者への啓発を行うこと。
- ④ 小売店が引き取った対象機器を一時保管する場合には、その管理の徹底と適正な処理を行うこと。

3. 資源有効利用促進法の円滑な推進について

(1) パソコンのリサイクルについて。

平成13年4月からの資源有効利用促進法の施行に伴い、パソコンが「指定再資源化製品」に指定され、家庭系パソコンは、平成15年10月から事業者による自主回収と再資源化がスタートした。さらに、メーカー等義務者不存在パソコンについては、平成16年7月から全国の家庭からの回収・再資源化事

業が開始されたところである。再商品化費用については、制度実施後に販売されているパソコンは、販売価格に含まれるものの、既販品は、排出時負担となっている。

については、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- ① 家庭用パソコンのうち、既販品については、消費者はメーカーが設定した料金を排出時に支払うことになっている。しかし、既販品の再商品化料金は、家電4品と比較するとかなり高い設定となっているので、消費者の負担感を和らげるため再商品化料金を低減するとともに、料金算出根拠を公表するなどリサイクルシステムの実効性が上がるよう必要な指導を行うこと。
- ② 不法投棄されたパソコンを市区町村が回収し、製造業者に引き渡す場合の再商品化費用については、市区町村の負担ではなく、拡大生産者責任により製造業者の負担とすること。
- ③ 製品ごとに製造業者に申し込むことになるため、パソコン本体とモニターの申し込み先が異なるなど手続が煩雑となるので、他社製品も一括して申し込みができる体制を整備すること。
- ④ 回収・リサイクルに取り組んでいない製造等事業者を指導すること。

4. 廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための施策の推進について

(1) 廃棄物処理の広域化や民間活力の活用による廃棄物処理の推進について

施設配置の効率化と市区町村の財政負担の軽減を図る観点から、地域産業の状況や地域の事情に応じて、市区町村の連携による廃棄物の広域処理はもとより、県内全域を対象とする民間事業者による広域的な廃棄物処理が進展するよう、民間事業者を支援・育成する制度等の整備について検討すること。

(2) 環境負荷の少ない商品の開発・普及の促進について

リサイクル可能な素材を使用したもの、修理し易く長期間使用できるもの、繰り返し使用できるものなど、環境にやさしい商品の開発・普及や、製品の修理体制の充実など、廃棄物の発生抑制を念頭に置いた製品づくり、販売体制の確立について、関係業界を指導すること。

(3) 循環基本法で定める基本原則に基づく施策の展開について

循環型社会の実現に向けて、施策の優先順位に基づきリサイクルに優先する発生抑制や再使用を促進するため、①リース・レンタルに携わる事業者の育成及び国民への情報提供 ②イベント・興行場等におけるリユース食器の利用拡大のための条件整備などの施策を実施すること。

(4) 古紙リサイクルの促進について

古紙リサイクルを取り巻く状況は市況に左右されるなど非常に不安定であるので、次のような措置を講じるよう要望する。

① 古紙の利用促進に係る制度の見直し

古紙のリサイクルは、従来から民間主導で行われており、市場の需給バランスの影響から価格は常に不安定である。こうした中で、古紙利用製品を普及促進するためには、バージンパルプへの課税による古紙利用製品への誘導

や、グリーン購入法の民間事業者への適用など、古紙リサイクルの促進や古紙利用製品の積極的な普及のための施策を講じること。

② 長期的な古紙循環システムの構築

生産者が古紙の引き取りや循環的利用に責任を持つといった拡大生産者責任の原則を踏まえ、国、自治体、事業者及び国民の適切な役割分担と費用負担に基づき、市況の影響を受けにくい長期的に安定した古紙循環システムを構築すること。

第3. 適正処理困難指定廃棄物対策の促進に関する要望

平成6年、廃棄物処理法第6条の3第1項の規定に基づき、適正処理困難物として廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像機、廃電気冷蔵庫及び廃スプリングマットレスが指定されたところである。しかし、指定4品のうち廃スプリングマットレスについては、いまだ業界による適正処理システムが確立されていない。また、エアゾール缶等適正な処理が困難な廃棄物が多量に排出され、市区町村の収集・運搬、処理過程において火災事故等が多発し、苦慮している。

このような状況を早期に解消するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 廃スプリングマットレスの適正処理システムの整備について

廃スプリングマットレスについては、平成6年9月に中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会を設置後、この協議会の場において随時協議してきたが、業界全体として適正処理システムを確立するまでには至っていない。一方、平成15年12月の廃棄物処理法の改正により、広域的なりサイクル等の推進のための環境大臣の認定制度が創設されるなど、業界を取り巻く環境も整いつつあるので、製造事業者、販売業者等による適正処理システムの構築が行えるよう特段の指導・支援を行うこと。

2. 適正な処理が困難な廃棄物対策について

- (1) エアゾール缶、カセット式ガスボンベ、蛍光管、家庭系医療廃棄物などの廃棄物は、危険性、有害性や作業困難性などの理由から、市区町村の廃棄物収集・処理過程において適正に処理することが難しく、事業に支障を来している。については、これらの廃棄物について、拡大生産者責任の考え方にに基づき、製造・販売業者等による適正処理システムが構築できるよう、事業者指導を強化すること。
- (2) 危険性、有害性及び感染性等を有する製品の安全性を確保するため、製造段階での製品設計、素材の選択、安全のための使用方法について判りやすい表示等必要な措置を行い、拡大生産者責任の強化の観点から製造者・販売業者による回収処理を明確にするなど法の見直しを行うこと。

第4. 廃棄物の適正・広域的処理等の推進に関する要望

各市区町村は、区域内の廃棄物の適正処理に鋭意取り組むとともに、ごみ焼却施設や最終処分場等の整備について、重要な行政課題として長期的展望に立って取り

組んでいるが、個々の市区町村で取り組むには極めて困難な事項も多い。

については、次の事項について格別の措置を講じるよう要望する。

1. 資源物の抜き取り対策について

鉄や古紙等の資源物の市況の変化に伴い、住民が資源回収日に出した資源物を収集時間前に業者等が持ち去る抜き取り行為が頻発している。

こうした行為に対する苦情が市区町村に多く寄せられており、施策に協力している住民との協力関係をも揺るがしかねない事態となっている。このため、各市では条例で資源物の持ち去りを禁止し、パトロールを行なうなどの対策を講じている。

しかし、資源物の抜き取り問題は、個々の自治体単位での対策では限界があり、国において法整備などの対策を講じること。

2. バイオディーゼル燃料（BDF）の使用に係る軽油引取税に関する減免措置について

バイオディーゼル燃料（BDF）は、廃食用油をバイオマスエネルギーとして、軽油に代替してディーゼル車両等に使用できるもので、環境対策上優れた特性を有するものである。

一方、BDFは、BDF100%のものを使用する場合には、車両材質（ゴム、金属）への影響、低温流動性や酸化安定性に難点があるなどの理由から、一般的には自動車燃料として利用する場合、軽油と混合して使用することが現実的とされる。BDFを軽油に混合して使用した場合、使用するBDF全量に軽油引取税が課されることとなる。このことがBDFのコストの上昇を招き、転換利用の促進の妨げとなっていることが指摘されている。

EUでは、環境にやさしい軽油代替燃料として普及しており、ドイツやフランスなどでは、BDF普及のため、バイオマスに由来する燃料に対しての非課税措置が講じられている。

については、BDFの転換利用を促進するため、国においてBDFの規格の整備と規格に適合したBDFを自動車燃料として使用する場合の税制上の減免措置を講じること。

3. 災害廃棄物処理の相互支援体制の整備、処理基準等の制定及び財政支援等について

- (1) 現在、災害廃棄物の処理については、各自治体で応援要請を行なっているが、災害発生時の混乱を考えると、事務手続きを円滑に進めることはなかなか困難である。このため、一定の地域を単位とする相互支援体制を整備するなど、災害発生時の早急な支援体制を確立すること。
- (2) 災害廃棄物の収集運搬及び処理は、災害という特殊性や生活環境保全上の緊急性を要する事業であり、災害の実情に合わせた対応が必要となる。特に、災害時に排出される廃棄物は、通常の一般廃棄物とは性状・量とも大きく異なり、通常の一般廃棄物処理事業では適正な対応が困難であるほか、必要に応じて建

設業者、産業廃棄物処理業者等の協力を求めて実施しなければならない。

しかし、国庫補助対象事業としては、平常時と同様の委託・処理基準が適用されるほか、家電リサイクル法等の各種特別法の遵守が求められるとともに、土砂・流木等の補助範囲が限定されているなど、被災自治体においてその対応に苦慮している。

については、通常の一般廃棄物・産業廃棄物とは異なる『災害廃棄物』の定義と処理基準の制定のほか、災害の実情に即した補助対象範囲（災害廃棄物の範囲、仮集積所の復旧事業費，諸経費等）の拡大と事務手続きの簡素化を図ること。

4. 廃棄物処理の広域化に伴う措置について

- (1) 広域的なごみ処理施設の整備には、既存の廃棄物処理施設用地を有効活用することが求められるが、国庫補助対象事業に係る施設処分制限期間中あるいは地方債償還期間中に施設を解体せざるを得ない場合がある。広域化への移行を円滑に進めるために、既存施設の廃止や改造等に伴う、国庫補助金の返還免除や地方債繰上げ償還の猶予などの特別措置を講ずること。
- (2) ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の発生抑制と削減を図り、また、廃熱エネルギーのサーマルリサイクルを進めるため、ごみ焼却施設の大型化による大規模ごみ焼却発電所を目指した広域のごみ処理施設整備について検討を進めること。また、多様な品目を対象とした効率の良いリサイクルシステムを構築していくために、法制度や施設整備などソフト、ハード両面での整備を行なうなど、リサイクルの広域化を促進するための施策を充実強化すること。
- (3) 熔融スラグの有効利用を促進するためには、均質なスラグを量的に確保することが重要であり、広域的な熔融固化処理施設の整備が促進されるような施策を講じるとともに、一定区域ごとの再生利用センターの確保等を図ること。また、熔融スラグは、路盤材やコンクリート骨材に利用することも可能なので、安全性、強度及び耐久性などをはじめとした JIS 規格化等を促進すること。
さらに、熔融スラグの有効利用の促進に向け、グリーン調達法による品目指定等に取り組むこと。

5. 海面処分場の整備計画の考え方の見直しと廃止基準の明確化について

近年、内陸部に処分場を確保することが困難になってきている中、臨海部に大容量の処分場を整備する事例が出てきている。しかし、廃棄物最終処分場の整備計画策定の考え方や廃止基準については、内陸処分場を対象としたものとなっており、海面処分場に対応したものがないのが現状である。

一方、各自治体は処分場を整備していくに当たっては、ごみの減量・リサイクルを一層進め、埋立処分量を削減するなど、処分場をできるだけ長く供用していくことが社会的に強く要請されてきている。

については、海面処分場の整備計画の策定にあたっての考え方を、長期間の供用を視野に入れたものに見直すこと。

合わせて、海面処分場について、廃止可能かどうかを判定する際の調査手法等の廃止基準を明確にすること。